

生徒心得

前 文

本校における高校生活を最も意義深く効果あるものとする為には学業に専念して知識を広め技術の習得に努めるのは勿論、秩序ある集団生活の中で実生活に即した豊かな個性の練磨に不断の努力を傾注していくことが望ましい。

このことにより自ら個人の品性も高められるのである。

本校はここに、自主自律の規範としての生徒心得を制定した。

生徒はこの心得に示した事項を積極的に且つ熱意を以って実践し明朗な校風を打ち立て、将来有為な社会の形成者となるよう努めていくこととする。

第1章 総 則

- 1 この心得は浮羽工業高等学校生徒心得とする。
- 2 お互いの人格を重んじ個性を尊び真善美の理想を実現して文化の創造に努める。
- 3 正義と自由を愛し礼儀と責任を重んじて協和一致し民主的な学校を建設する。
- 4 本校の伝統である質実剛健、勤労力作、創意工夫の真価を大いに発揮する。

第2章 学 習

学習は学校生活の本分である。学習にあたっては本校生としての誇りと責任を持って取り組むこと。

1 学習の心得

- (1) 学習を能率的にしてその効果をあげるために、予習復習に取り組む。
- (2) 計画的な全教科にわたる幅の広い学習をする。
- (3) 実習中は特に危害予防に注意しつつ作業に専念し、みだりに所定の場所を離れない。
- (4) 課題、レポート、製図などの提出は期限に遅れないようにする。
- (5) 学校は学習の場であるから、学習に不要なものの持ち込みはしない。
- (6) 教室においては常日頃から黒板、掲示板、掃除用具入れ、本棚等には気を配り、環境整備をする。

2 授業の心得

- (1) 毎時間始業前に着席し、学習の準備を整えて待つ。
- (2) やむを得ず教室の出入り、座席の移動、異装をする場合は先生の許可を受けなければならない。
- (3) 特別活動においても授業の一環であるから、授業終了まで先生の指示に従い活動に専念する。

3 考査の注意事項

考査は学習活動並びにその効果を振り返るとともに、学習進歩の程度を自ら理解する絶好の機会であるから、自己の最善をつくす。

- (1) 教科書、参考書、ノート、携帯電話、スマートフォンなどを教室に持ち込まない。
- (2) 筆記用具を忘れないようにすること。用具は、鉛筆又はシャープペンシル、消しゴム、(下敷き、筆箱等は含まない。)及び教科で指示されたものとし、その貸借は禁止する。
- (3) 不正行為及び紛らわしい行為をしない。
- (4) 出席番号順に着席する。
- (5) 途中での退室は原則認めない。やむを得ず退室するときには監督者に申し出て答案を提出し、用がすめば直ちに教室にもどる。
- (6) 考査1週間前から考査期間終了までは職員室の出入りを禁止する。

第3章 出・欠席

学業に専念することは生徒の本分であるから、欠席、欠課、遅刻、早退はできるだけ避け出席率の向上に努める。

- 1 欠席、遅刻、早退をするときは、保護者等より事前に指定の 구글フォームにて連絡する。
(必要に応じて、医師の診断書を添付する。)
- 2 忌引き、出校停止等、その他特別扱いを認められる場合には、学級担任に申し出てその指示を受ける。

第4章 服装・頭髪

服装は人格を表現する一つのものである。常に質素、端正、清潔にしなければならない。また、就職試験に通用する服装・頭髪を基本とする。

1 制服着用について

制服は、清潔・尊敬・親しみやすさを学習するために導入されたものであり、その着こなしは私服との区別が必要である。したがって、ファッション性を追い求めた着こなしは慎むこと。制服には個人のネームが入るので、譲り受けがある場合は、必ず事前に生徒指導部で制服の確認と許可を得たうえでネームを入れ替えてから着用すること。また、学校が指定した日は、指定した服装を着用すること。

【冬服】ブレザー・カッターシャツ・ネクタイ・ズボン・スカート

【夏服】開襟シャツ・ズボン・スカート

上記の着こなしは守ること。

【着用の仕方】

- (1) ズボンは前ホックを留め、腰骨より上で履き裾は踏まない。
- (2) カッターシャツは、ズボンの中に入れてベルトが見えるように着用する。
- (3) カッターシャツ、開襟シャツの下にアンダーシャツを着用すること。色は白・ベージュ・黒・紺・グレーの無地とし、ズボン・スカートの中に入れる。※ただしメーカーロゴは、認める。
- (4) 靴下の色は白・黒・紺・グレーの単色とし、ワンポイントは認める。ラインは認めない。
- (5) ベルトの色は黒・紺・茶で飾りのない無地とし、極端に細いものは認めない。
- (6) バックルはベルト幅より極端に大きい物は禁止とする。
- (7) 靴は、黒のローファーとする。
- (8) 開襟シャツのボタンはあけてはいけない。
- (9) スカートの長さは、上膝にかかること。
- (10) スカート丈をインサイドベルトで曲げない。
- (11) ブラウスは、インサイドベルトの中に入れてインサイドベルトが見えるように着用する。
- (12) 冬期にストッキング・タイツを用いる場合には、色はベージュ・黒とする。

2 防寒着について

- (1) 防寒着の着用はブレザーの上からのみ認める。ただし、学校指定のセーター及びベストは、ブレザーの下に着用することができる。
- (2) 色・型は派手でないもの(無地等)とする。

3 頭髪について

日常生活における頭髪の基本は、清潔・簡素であり、社会の一員として適応できる身だしなみを基本とする。したがって、パーマ・脱色・染色等の特殊な髪型、流行を追った髪型は厳禁とする。眉をそったり、ぬいたりしないこと。なお、染色については、学校からの改善指導以外は黒染めも含めて禁止する。※異形の髪型に関しては 適宜協議し改善指導をする。

[男子]

- (1) 髪のはきは、前髪は眉毛を越さない、横は耳にかからない、揉み上げは耳たぶを越えない、後ろは襟にかからないことを基準とする。
- (2) ひげは禁止とする。

[女子]

- (1) 髪のはきは、前髪は眉毛を越す場合は飾りのないヘアピンで留めること。後ろは肩にかからない程度にすること。
- (2) 肩にかかる場合は、黒・茶・紺のゴム紐で結束しまとめる。

4 装身具について

- (1) ピアス・ネックレス等の装身具類は一切着用を禁止する。つけ髪等も禁止する。
- (2) ピアスを付けるための穴開けも禁止とする。
- (3) カラーコンタクトの使用は禁止する。

5 化粧品類について

化粧（アイプチも含む）及び化粧品の所持・使用は禁止する。

6 通学鞆（通学リュック）

本校指定のものに限る。サブバックを使用する場合は、色・型が派手でないもの（無地等）とする。

第5章 礼 儀

礼儀は社会生活における親和と秩序の基盤である。お互いに人格を尊重し合い品性の向上に努めていくこと。教養を積みつつある生徒の態度として、また心の表現として次の事項を実践していくこと。

1 来客者等に対して

- (1) 校内で来客者又は先生に会ったときは挨拶をして通る。
- (2) 来訪者に対しては応対を親切にして、不快の念を与えないようにする。
- (3) 授業中は不必要な言動は慎む。
- (4) 目上の人に対しては丁寧な言葉を遣い、礼儀正しく接しなければならない。

2 学友間

- (1) 友情の自らなる発露として自然に会釈や挨拶をする。
- (2) 学友間においても、努めて言葉使いを丁寧にする。

3 校舎内においては静粛にし、右側通行をする。

4 室内では必ず脱帽する。

5 机や窓際やロッカーに腰掛けるなどの見苦しい事はしない。

第6章 公共物の愛護と環境の整備

学校施設設備は公共的財産であり幾多の先輩保護者並びに有志の方々の尊い協力と汗の結晶によるものであるから、その取扱いに注意しながら十分に活用していく。また、校舎内外の美化並びに清掃整備に努めていく。

- 1 机、椅子、硝子窓その他一切の建造物、教具類及び各部の用具など公共物の取扱いは丁寧にし材料、消耗品等は節約して使用する。
- 2 運動具その他、校具使用の際は係の先生に願出て許可を得て使用する。使用後は必ずその後始末を確実にする。
- 3 誤って公共物を破損又は汚損した場合は直ちに学級担任又は、関係先生に届け出なければならない。動機の如何によってはその補償もしなければならない。
- 4 割当てられた区域の清掃は全員協力してその責任を果す。
- 5 掃除用具の使用後はよく整頓し、紛失、破損を防ぐよう注意する。

- 6 お互いに校舎内外の浄化に関心を持ち、紙等は所定の方法でリサイクルできるよう処理をし、持ち込んだゴミは持ち帰らなければならない。
- 7 落書はしない。もし落書があれば消すように努める。
- 8 教室の机は勝手に移動したり乱雑にしないよう注意する。
- 9 授業中に使用された黒板は、これを拭いて、次の授業にさしつかえのないようにする。

第7章 校内生活の規律

学校生活を自主的に且つ自律的に規則正しく営む事は、やがては社会生活を明るく合理化し、且つ秩序あるものにする基盤であって、そこで初めて本当の輝かしい個性が養われるものである。

- 1 遅くとも始業前 10 分前迄に登校し、原則として所定の下校時刻を越えて残ることはできない。時間外迄居残る必要のあるときは、学級担任又は関係の先生の許可を受けなければならない。
- 2 登校下校の際は必ず定められた門を通り教室へは所定の昇降口より出入する。その際は、必ず所定の下足箱を利用する。
- 3 自転車・バイクは所定の場所に錠を掛けて置く。
- 4 廊下や室内での土足は厳禁する。
- 5 放送設備を利用する場合は、必ず許可を受けること。
- 6 生徒会又は個人の掲示ポスター等は、必ず生徒指導部に届け出て後、所定の場所に掲示しなければならない。期間が過ぎたら直ちに撤去等の後始末をする。
- 7 登校後は学級担任等の許可を受けたとき以外は校外に出ない。
- 8 やむを得ず帰宅時間の遅れるときは、家庭に連絡すること。
- 9 集会のときは集合、解散をはじめ、すべての行動は迅速に秩序正しくし、私語や放言はしない。
- 10 昼食は所定の時間に所定の場所でとる。
- 11 食堂の利用は休憩時間に限る。また、食堂からの飲食物の持ち出しは決められたものに限る。
- 12 休日等に登校する場合は事前に関係の先生に届け出る。また、必ず制服を着用する。
教室又は教具を使用する場合や他人を伴う場合には許可を受けること。
- 13 校内での火気使用は許されない。特に必要な場合は、責任者を決めて関係先生迄届け出て許可を受ける。
- 14 運動場、各種コート並びにトラック内には、雨天時や雨後などは立入らない。
- 15 学校で使用する各自の所持品にはすべて科、学年、組、氏名を明記し、常に保管に留意する。特に必要以上の金銭や貴重品類はなるべく持参しない。
- 16 生徒間の金銭貸借、物品売買はしない。(校外に於いても同じ)
- 17 暴力行為及びいじめは理由の如何を問わず絶対に許されない。いじめは基本的人権の侵害。思いやりのある言動に心がけること。(校外に於いても同じ)
- 18 遺失物、拾得物のあったときは速やかに学級担任又は生徒指導の先生に届け出る。
- 19 遊具その他不必要なものは所持しない。特に凶器等の危険物の所持は絶対に許されない。
- 20 自転車通学者は学級担任を通して生徒指導部に届け出て許可証(ステッカー)を貼付する。通学可能な自転車は「シティサイクル」であり、「スポーツサイクル(ピストバイク・ロードバイク等)」は認めない。
- 21 自転車通学者は登下校時にヘルメットを着用しなければならない。ヘルメットは形状や・色等について条件等は設けないが、キャラクターヘルメットや安全上問題のあるもの(顎ひもなし、損傷が激しい等)は認めない。
- 22 原付バイク(50cc未満)通学する者は、学級担任を通して生徒指導部に届け出る。距離は6km、フルフェイスヘルメット(白を推奨)の着用を条件として、原則として1年生2学期(9月頃)から許可する。なお、その許可条件、手続等は別に定める。車種はスクーター、カブとする。最寄り駅まで原付バイクを使用する者は、学級担任を通して生徒指導部に届け出て許可証(ステッカー)をフルフェイスのヘルメットに貼付

しなければならない。原則として1年生2学期（9月頃）から許可する。

23 自動車通学は禁止する。

24 携帯電話・スマートフォン・オーディオプレーヤーの校内での使用を禁止する。

スマートフォンの適正な利用できていますか。

LINE や Twitter、Facebook 等の SNS などのインターネット上に誹謗中傷を書き込んだり、画像や動画などを流出させたりする問題行動が頻発しています。世界中の人々から見られるインターネット上で、無防備に個人情報を公開したり、安易に非行や犯罪行為を行ったりして問題になっています。このことで、関係者の家庭を崩壊させたり、学校の信頼を失墜させたりするような大きな社会的責任を伴う場合も多くあります。さらに、携帯電話やスマートフォンの使用に多くの時間や費用を浪費したり、依存したりする状況も見られます。

責任ある行動、思いやりの心をもって快適に使用しましょう。

インターネット上に次のようなことを書き込んでいませんか。

①名前や住所、電話番号等の個人情報

②特定の個人や学校等への誹謗中傷の文章

③無許可で撮影した画像や動画、その無許可掲載

④非行やわいせつ、また人権侵害の内容など、不適切な画像や動画

第8章 校外生活の規律

校外の生活は社会人としての実践の場であり、その礼法、態度は学風を反映し、学名を評価されるものである。常に一人一人が学校の名譽を担う代表者であるという自覚の下に行動し、母校愛護の念を深め、進んで地域社会の模範となる様心掛けていくこと。

1 道路通行の際は安全に留意し、交通ルールを厳守する。

2 バイク、自転車の2人乗りはしない。バイク、自転車は左側、歩行者は右側を通行する。

3 パチンコ店等の遊技場に入出入りをしないこと。

4 飲酒、喫煙は厳禁する。（校内も同じ）

5 学校での宿泊は先生の指導監督の下にする場合の外は許されない。

6 夜間外出はできるだけ避け、夜10時以降は外出しない。

7 飲酒、喫煙を伴う場所に行くことは避ける。

8 アルバイトは原則長期休業中で許可制とする。申請があった生徒で以下の条件を目安として、時間・場所を確認して許可する。

（1）直前の学期における欠席・遅刻・早退の毎月の計が3回以内であること。

（2）学期末の評価で欠点がないこと。または、追試で欠点が解消されていること。

（3）許可申請の1カ月前までに特別指導を受けていないこと。なお、アルバイトについては、午後9時以降に及ぶもの、主にお酒を扱う事業所（居酒屋・宴会場がある店・アルコールの飲み放題設定がある店・結婚式場等）及び高校生としてふさわしくないとされる事業所は認めない。

9 経済的理由等で通年でアルバイトを希望する場合、理由や状況等を確認・協議して、特別許可をすることがある。また、3年生のみ進路決定後、就職・進学のための準備資金が必要な場合は特別許可をする。

10 バイクの免許取得は原動機付自転車（50cc未満）に限る。講習の受講と免許取得は、1年生の夏休み以降に限る。取得可能日は休業日とする。

11 自動二輪の免許取得は理由の如何を問わず禁止する。また、自動二輪の同乗は禁止する。

12 普通自動車免許取得のための自動車学校への入校は、3年生の夏休み以降許可する。

- 13 自動車を遊びに使用してはならない。家族以外を同乗させることを禁止する。
- 14 校外で起きた事件は直ちに学級担任又は関係の先生に連絡する。特に、交通事故の場合は事故報告書を生徒指導部に提出する。

第9章 健康安全

《保健室利用者の心得》

- 1 保健室の役割
保健室は学校の保健センターとして、身体計測・健康診断・救急処置・健康相談・保健学習等を行う。
- 2 利用上の注意
 - ① 来室は、急を要する場合を除いて休憩時間とする。
 - ② 来室時は、学年・クラス・氏名・来室理由を伝え、入室及び退室の際は「失礼します」、「ありがとうございました」と挨拶すること。
 - ③ 原則として、薬を与える行為は行わない。必要な生徒は各自で準備しておくこと。
 - ④ 体調不良でのベッド休養は1時間とする。1時間で体調の改善がみられない場合や感染症の疑いがある場合は早退の対応を行う。
 - ⑤ 学校内でけがをした場合は、関係職員に伝え、保健室で必要な処置や対応を受けること。
 - ⑥ 養護教諭不在時は保健室の利用ができないため、体調不良やけが等の場合は担任又はクラス所属の先生の指示を受けること。
 - ⑦ 月に1回スクールカウンセラーによる教育相談が予定されている。希望する場合は担任又は保健室に連絡すること。
- 3 その他
 - ① トイレその他の清潔維持に努める。
 - ② 教室は常時清潔に保ち、窓の開閉を随時行い換気に注意する。
 - ③ 校内に於いて身体に異常が生じたときは、教科担任に申し出て許可を得て保健室で必要な処置をうける。
 - ④ 各種感染症に対する予防を心がける。
 - ⑤ 自分が感染症にかかった場合や、家族等に感染症が発生した場合、直ちに学校に届け出てその指示を受ける。
 - ⑥ 感染症により欠席し、出席する場合は医師の許可を得て出席すること。また出席停止に関する書類を提出すること。

第10章 部活動規定

- 1 部活動の時間について、以下のとおりとする（補講等の活動も同様）。
夏季期間（4月1日～9月30日）19：30まで
冬季期間（10月1日～3月31日）18：30まで
ただし、公式試合等で時間延長希望については、生徒指導部に申し出て許可を受ける。最高1時間までとする。終了時間までには学校の校門を出ていること。
- 2 定期考査前1週間からの部活動は、原則として中止する。ただし、公式試合前である場合は、顧問の申し出により特別に部活動を許可することができる。
- 3 部室内は常に整理し、清潔にしておく。
- 4 部員以外の入室を禁じ、風紀を乱すことがないように注意する。

第11章 その他

- 1 学生証は常に所持する。 ※令和7年度より生徒手帳は廃止
- 2 この心得に明文のない事項でも、総則の趣旨にそって就職試験にいつでも望むことができ、社会の一員として将来有為な社会の形成者となるよう努めていくこと。

第12章 生徒心得改訂の手順

- 1 年度当初に生徒に改訂の手順を説明する。
- 2 改訂に関する意見がある場合、生徒総会にて承認を受ける。
- 3 生徒会・PTA・運営委員会の意見を聴取する。
- 4 職員会議にて職員の意見を聴取する。
- 5 改訂する場合は、一定期間の試行期間を設けて是非について検証する。
- 6 課題がない場合は改訂・見直しを行う。
- 7 生徒心得などの学校のルールに関する意見交換会等を実施し、自治的活動を促す。